

「芦屋町都市計画審議会委員」公募要領

1 趣旨

都市計画法によりその権限に属させられた事項及び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため、芦屋町都市計画審議会を設置しています。この審議会の委員の一部を公募します。

2 周知方法

広報あしや(令和7年9月号)及び芦屋町ホームページに掲載し、芦屋町公式LINEで配信します。

3 募集内容

(1) 募集人数 2人程度

(2) 応募資格 令和7年9月1日現在で、次の要件を満たす人

- ・町内に住んでいるまたは勤めている18歳以上の人
- ・町議会議員、町職員(会計年度任用職員を除く)でない人
- ・平日の日中(9:00~17:00)に行う会議に出席できる人

(1回2時間、年2回程度)

(3) 任期 令和7年11月1日から令和11年10月31日まで(4年間)

※都市計画審議会は、都市計画に関する計画の見直しの必要がある場合などに応じ開催しています。4年間の任期の間、審議会を開催するときは、委員に事前に通知を発送します。

4 応募方法

9月16日(火)まで(必着)に、申込書に必要事項を記入して以下の方法で提出してください。

- (1) 企画係窓口へ直接提出
- (2) 郵送(〒807-0198(住所記入不要)芦屋町役場企画政策課企画係)で提出
- (3) ファクス(☎223-3927)で提出
- (4) 電子メール(kikaku@town.ashiya.lg.jp)で提出

※提出された申込書により選考を行い、結果は個別にお知らせします。

※申込書は、企画政策課で配布、または町のホームページからダウンロードできます。

5 公募期間

令和7年9月16日(火)まで

6 活動内容

町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議、計画の見直しに関する審議・検討を行います。

※町の規定により、報酬および費用弁償をお支払いします。

7 選考方法

(1) 決定方法 募集人員を超える応募があった場合には、委員会全体のバランス(職業、年齢、性別など)により選考し決定します。

(2) 決定通知 決定後速やかに応募者全員に結果を通知します。

8 応募及び問い合わせ先

〒807-0198 芦屋町幸町2番20号 芦屋町役場 企画政策課企画係

TEL:093-223-3570 FAX:093-223-3927 Eメールアドレス:kikaku@town.ashiya.lg.jp